

## J:COM 中央区民センター・中央会館をご利用の皆様へ

J:COM 中央区民センター・中央会館の利用にあたりまして、新型コロナウイルスの感染防止対策にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、大阪府には新型インフルエンザ等対策特別特措法(以下「特措法」)第 32 条に基づく緊急事態宣言(8 月 2 日(月)から 9 月 12 日(日)まで)が発出されております。しかし、医療提供体制は依然として極めてひっ迫しており、新規陽性者数が1日 2,000 人程度と高水準である現状においては、緊急事態措置の下、人流抑制による感染の最大限の早期収束や、今まで以上の換気や人との距離、大声を出さないなどの 3 密を回避した感染予防対策の更なる徹底が必要である状況です。

そうしたことから、大阪府に発出されている緊急事態宣言の期間が 9 月 30 日(木)まで延長されることとなりました。

現在、J:COM 中央区民センター・中央会館をはじめとした区役所附設会館におきましては、開館時間を 21 時まで短縮し、収容定員の半分以下でご利用をいただく運営などをさせていただいておりますが、**緊急事態宣言延長に伴い 9 月 30 日(木)まで現在の運営を継続させていただきますことといたします。**(今後の新型コロナウイルスの感染状況を受け、運営を変更する場合もあり、その際には、改めてお知らせいたします。)

なお、大阪府からは、不要不急の帰省や旅行など都道府県間移動は極力控えることも要請され、関西広域連合からは、府県市民への統一メッセージとして、府県境を越えた不要不急の往來の自粛も要請されております。

ご利用の皆様には、こうした点にご理解をいただきつつ、J:COM 中央区民センター・中央会館をご利用される場合には、適切な入場整理(例えば、入退室時の滞留防止、会場内の混雑を防ぐための入場制限等)の徹底のほか、「マスクの着用」、「手洗い」、「換気」、「消毒」、「人と人の距離の確保」等の感染防止策の徹底もお願いいたします。

市民の皆様には、今後とも、感染症拡大防止になにとぞご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

問い合わせ先：・・・J:COM 中央区民センター 06-6267-0201

中央会館 06-6211-0630